

南城市旧大里庁舎中央監視装置更新工事仕様書

本仕様書は、南城市長（以下「発注者」という。）と受注者との間に締結する契約の業務の仕様について定めたものである。

1. 工事名：南城市旧大里庁舎中央監視装置更新工事
2. 工事場所：南城市旧大里庁舎（南城市大里字仲間 807 番地）内
3. 工期：契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日
4. 工事の内容等

（1）工事内容

①工事内容

建物の設備を監視するために設置されている中央監視装置、制御盤内の中央監視リモート機器の更新工事

②既設の中央監視装置は、Savic-net 10 となっている。

工事数量表、システム構成図、機能表等：別添①、②参照

（2）現場管理や工程管理等について

本工事においては、主に機器製作に期間を要することから、現場管理は現場施工期間でよいと考える。そのため、現場管理や書類等は次のとおりとする。

次の事項については現場施工期間において実施することとする。

○現場事務所の設置：設置しなくてよい

○現場代理人の常駐：あり

現場代理人はその工事に精通し、十分な経験を有する他、必要な資格を有すること。

○定期工程会議：適時に南城市財政課にて行う。

○定期報告書類：あり

完成図等 次に該当するものをファイルに整理し、1 部を提出すること。

- (1) 工事着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人・主任技術者
- (4) 使用資材承認願
- (5) 施工計画書
- (6) 資材納品簿
- (7) 工事完成届
- (8) 完成図
- (9) 工事写真（材料・撤去品・着工前・施工・完成後）
- (10) 引渡書

5. 工事作業事項

(1) 建物は貸事務所となっており、業務の性質上、業務の中断や停止が困難であり、機器類は常時稼働であることから、更新工事の影響を最小限に留めるため、施工方法を検討すること。

現場作業の際には設備保守委託業者等と密に連絡を行い、業務の支障にならないよう施工等を行うこと。

(2) 作業場所付近では、「立て看板」等で作業中であることを示すこと。

(3) 騒音や振動が発生する作業は、業務への影響が最小限となるよう建物入居者と作業日を調整すること。

(4) 機器設置施工時に必要な電力、水道は無償とする。

6. 法令の遵守、適用法令等

本工事の施工にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、電気、機械に関する技術基準を定める省令及び告示、最新の規格等、関係法令に従って施工するものとする。

7. その他

（１）本工事に際しては、工事作業現場の保安に注意すると共に第三者に危害及び迷惑をかけないよう万全の措置をとること。

（２）施工及び試運転においては、発注者及び設備保守委託業者等と密に調整を行い、既設設備の運用に支障のないよう配慮すること。

（３）既設品の廃棄処理について、マニフェスト等の適正な処理を証明する証拠書類の提出を求める。

（４）本仕様書に記載のない事項については、双方別途協議のうえ定めるものとする。